

○伊東市廃屋解体・撤去補助金交付要綱

平成23年5月23日

伊東市告示第86号

改正 平成24年3月伊東市告示第51号

平成28年1月伊東市告示第4号

令和4年4月伊東市告示第99号

(趣旨)

第1条 市長は、本市の個性的で魅力あふれる良好な景観を守り、育て、創るため、周辺の景観を著しく阻害している廃屋及び防火・防犯上不適切な状態にある廃屋を解体・撤去する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で廃屋解体・撤去補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、伊東市補助金等交付規則（昭和39年伊東市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「廃屋」とは、直近1年以内の期間において居住又は利用されていない建築物であって、景観を阻害しており、防火・防犯上不適切なものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、補助事業を行う者で次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特別な事情があると認める者については、この限りでない。

- (1) 市内に所在する廃屋の所有者
- (2) 本市に納入すべき税を滞納していない者
- (3) 廃屋の解体・撤去後において、当該地の良好な景観の形成に十分に配慮することが認められる者
- (4) 伊東市木造住宅耐震改修助成事業補助金交付要綱（平成30年伊東市告示第143号）に基づく補助金の交付を受けていない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に係る経費の2分の1以内とし、廃屋1棟につき30万円を限度とする。この場合において、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 次に掲げる費用は、前項の補助事業に係る経費から除くものとする。

(1) 廃屋に附属する地下埋設物等外からは見えない部分の除却に要する費用

(2) 公共事業による移転その他公的補償の対象となっているものの除却に要する費用

3 補助金の交付は、前条に規定する補助金交付対象者1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に定める補助金等の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 補助事業計画書(第1号様式)

(2) 補助事業収支予算書(第2号様式)

(3) 廃屋の所有者を確認することのできる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第6条 市長は、前条の規定による申請の適否を審査するため、審査会を設置する。

2 審査会は、危機対策課、建築住宅課及び都市計画課の職員で構成する。

3 審査会は、前条の規定による申請があったときは、廃屋及びその所有者の認定に関する事項その他申請内容について審査し、当該申請に係る補助金の交付が適当であるか否かを市長に報告する。

4 審査会は、前項の規定により廃屋の認定について審査する場合で必要と認められるときは、現地調査等を行わなければならない。

5 審査会は、審査を行う上で必要があると認めるときは、関係団体から意見を聴くことができる。

6 市長は、第3項の規定による報告に基づき補助金の交付決定又は不交付決定をするものとする。

(平28告示4・一部改正)

(交付の決定)

第7条 市長は、前条第6項の規定により補助金の交付決定をしたときは、速やかに当該交付決定額を規則第6条に定める補助金等の交付額決定通知書により、当該申請者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金の交付決定について、次に掲げる条件を付する。

(1) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定に係る補助事業の内容を変更するとき、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

ア 補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）

イ 補助事業変更計画書（第1号様式）

ウ 補助事業変更収支予算書（第2号様式）

(2) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないときは、速やかにその理由及び補助事業の進捗状況を明記した書類を市長に提出しなければならない。

(3) 補助事業者は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度の末日から起算して5年間保管しなければならない。

(4) 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するため市長が必要と認める条件
(交付の不決定)

第8条 市長は、第6条第6項の規定により補助金の不交付決定をしたときは、速やかに書面により、当該申請者に通知しなければならない。

(完了報告書の提出)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、規則第11条に定める補助事業等完了報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業完了報告書（第4号様式）

(2) 補助事業完了収支決算書（第5号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により完了報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第13条に定める補助金等の確定通知書により、補助事業者に通知しなければならない。

(補助金の支払)

第11条 補助金の支払は、前条の規定により補助金の額が確定した後に、これを行うものとする。

2 規則第14条第2項の規定は、この補助金の支払に適用しない。

(報告等の方法)

第12条 補助事業者は、この補助金に関する報告を市長にする場合は、書面により行わなければならない。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 第3条に掲げる補助対象者としての要件を欠くことになったとき

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日伊東市告示第51号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月4日伊東市告示第4号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月6日伊東市告示第99号)

この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。